

< 療育手帳交付までの流れ > (新規・再判定・転入) (18歳以上の方向け)

①相談・申請

電話にてご相談ください。来所日の予約、必要書類の案内、送付をいたします。

②必要書類を受理

必要書類がすべて揃った段階で障害者支援課にて受理します。  
事前にご記入頂いた、知的障害者現況調査票に基づいて聞き取りします。  
1～2時間程度かかりますので、事前に予約をお願いします。  
※予約がない場合は改めて日程調整後に再度来所いただくこととなります。  
※郵送での申請も可能ですが、電話等で聞き取りを行うことがありますのでご了承ください。

③書類判定

③面接判定 (場所：中央障害者相談センター)

(面接判定になる方の目安)

新規申請の方、転入後に初めて再判定となった方、面接判定を希望される方、  
その他障害者相談センターが面接での判定が必要だと判断した方  
面接日の連絡は提出後1～2カ月程度かかります。

④県から市に療育手帳が届く(市から交付の連絡をします)

※判定から市に手帳が届くまで1ヶ月程度かかります  
※交付された療育手帳の障害程度に応じてサービス案内を行いません

⑤市の窓口にて交付

◆ 注意点 ◆

療育手帳は数年ごとに再判定が必要となります。その際、中央障害者相談センター及び八千代市役所から連絡は行いませんので、手帳に記載されている次の判定年月を確認のうえ、3ヶ月程前までに申請をしてください。  
八千代市内にお住まいの方や、八千代市外の障害者施設・介護保険施設に入所されており施設入所前に八千代市にお住まいだった方は、八千代市障害者支援課が申請窓口です。